第73期 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2021年6月29日 (火曜日) 午前10時



新型コロナウイルスの感染拡大が懸念されております。感染拡大防止のため、事前に書面(郵送)により議決権をご行使いただき、当日の来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。

開催場所

東京都中央区入船三丁目8番5号 当社本店3階ホール (末尾の株主総会会場ご案内図をご参照ください。)

議案

第1号議案 剰余金の処分の件 第2号議案 取締役10名選任の件 第3号議案 退任取締役に対し退職 慰労金贈呈の件

株式会社協和日成

■ 株主の皆様へ



代表取締役社長 川野 茂

平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。 第73期定時株主総会招集ご通知をお届けいたします。

2021年3月期は、コロナ禍においても安定的な国民生活の確保のため、感染対策を取りながら事業を継続いたしました。新築建物に関連した給排水衛生設備工事は堅調に推移したものの、導管維持管理事業の移転や、一部工事における新型コロナウイルス感染症の影響等により、売上高は前年比減収となりました。一方、利益面では、諸経費の削減や、働き方改革の一環として長時間労働抑制策を推進したこと等による人件費の減少等により、前年比増益となりました。

今後も新型コロナウイルス問題や東京オリンピック・パラリンピックの影響など、不透明な要因はありますが、適宜適切な対応を講ずるとともに、中期経営計画「エボリューションプラン21」の最終年度として、ガス工事が出来る強みを生かした「真の総合設備工事会社」への早期転換を図るべく、ワンストップ体制構築のための基盤強化や、既存事業領域における業容拡大、多機能社員の育成を一層加速してまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも格別のご指導ご 鞭撻を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

2021年6月

目次

| ^ | ىد | 44 | -Ф | 4 |
|----|----|-----|----|-----|
| 11 | 2= | = 1 | •Ф | 3 |
| ш | _7 | マノ | Œ | ハニハ |

存在意義『豊かな暮らしのために』

私たちは、安心と心地よさを提供し、 豊かな未来のためにライフラインを支え、 社会に貢献します。

経営姿勢『お客様から選ばれ続けるために』

確かな技術と品質で お客さまに安心をお届けし、 社員が安心して働ける 職場環境をつくります。

きめ細かな感性でお客さまの信頼に応え、 ひとを尊重しお互いを信頼し合える 企業風土をつくります。

行動規範『羽ばたき続けるために』

私たちは、常に感性を磨き、感じ・考え、 自ら行動します。

| 株主の皆様へ 1 |
|----------------------------------|
| 第73期定時株主総会招集ご通知 3 |
| 議決権行使についてのご案内6 |
| 株主総会参考書類 |
| 第1号議案 剰余金の処分の件 7 |
| 第2号議案 取締役10名選任の件 8 |
| 第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金 |
| 贈呈の件 ··················15 |
| |
| 提供書面 |
| 事業報告 |
| 1. 会社の現況に関する事項 16 |
| 2. 会社の株式に関する事項 27 |
| 3. 会社の新株予約権等に関する事項 27 |
| 4. 会社役員に関する事項 28 |
| 5. 会計監査人に関する事項 33 |
| 6. 業務の適正を確保するための体制につい |
| ての決定内容の概要 34 |
| 7. 業務の適正を確保するための体制の運用 |
| 状況の概要・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38 |
| 計算書類 ······· 42 |
| 於杏部生 |

東京都中央区入船三丁目8番5号株式会社協和日成代表取締役社長川野茂

第73期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第73期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますのでご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいまして、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年6月28日(月曜日)午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

新型コロナウイルス感染拡大に伴う当社の対応について

- 新型コロナウイルス感染拡大防止のため、事前に書面(郵送)により議決権をご行使いただき、当日の来場を見合わせていただくことも含めご検討くださいますようお願い申し上げます。
- 感染予防および拡大防止のため、当社運営スタッフはマスク着用で対応させていただきますので、 あらかじめご了承ください。
- 株主総会にご出席の皆様には、株主総会会場内にてマスクの着用、体温の測定等をお願いする場合がございます。また、37.5℃以上の熱や咳等の症状がある株主様については、株主総会会場内への入場を制限させていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- 今後の状況変化により、株主総会の運営に大きな変更が生じる場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト(http://www.kyowa-nissei.co.jp/)

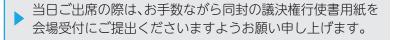
| 11日 時 | 2021年6月29日(火曜日) 午前10時 | | |
|------------------|--|--|--|
| 2 場 所 | 東京都中央区入船三丁目8番5号 当社本店3階ホール | | |
| 3 目的事項 | 報告事項 第73期 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) 事業報告の内容および計算書類の内容報告の件 | | |
| | 決議事項 第1号議案 剰余金の処分の件第2号議案 取締役10名選任の件第3号議案 退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件 | | |
| 4 議決権行使に ついてのご案内 | 6頁に記載の【議決権行使についてのご案内】をご参照ください。 | | |

以上

議決権行使のご案内



株主総会への出席により 議決権を行使していただく 場合





書面 (郵送) により 議決権を行使していただく 場合 同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いた たき、2021年6月28日(月曜日)午後5時30分までに到 着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当日は軽装(クールビズ)にて実施させていただきますので、株主様におかれましても軽装でご出席くださいますようお願い申し上げます。
- 当社では定款の定めにより、議決権を有する他の株主1名を代理人として株主総会にご出席いただく ことが可能です。ただし、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 本招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「個別注記表」として表示すべき事項につきましては、法令および当社定款の定めにより、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。
 - なお、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した計算 書類には、本招集ご通知記載のもののほか、この「個別注記表」として表示すべき事項も含まれて おります。
- 株主総会参考書類ならびに事業報告および計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト(http://www.kyowa-nissei.co.jp/)

■ 議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の2つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出 ください。

日時 2021年6月29日 (火曜日) 午前10時



書面(郵送)で議決権を行使される場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する替否を ご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

(下記の行使期限までに

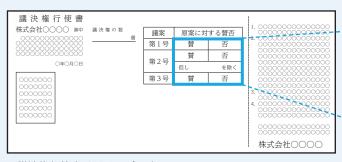
到着するようご返送 ください)



行使期限

2021年6月28日 (月曜日) 午後5時30分到着分まで

議決権行使書のご記入方法



こちらに各議案の賛否を ご記入ください。

原案に対する賛否 替 否 否

※議決権行使書はイメージです。

第1号議案について

第2号議案について

賛成の場合→替に○印 全員賛成の場合→替に○印

反対の場合→否に○印

全員反対の場合→否に○印

一部候補者に→賛に○印をし、反対する候補

反 対 の 場 合 者番号を下の空欄に記入

第3号議案について

賛成の場合→替に○印

株主総会参考書類

第1号議案

剰余金の処分の件

期末配当に関する事項

当社の配当方針に基づき、当期の業績等を勘案した結果、第73期の期末配当につきましては、以下のとおりといたしたいと存じます。

- ① 配当財産の種類 金銭といたします。
- ② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額 当社普通株式1株につき金30円といたしたいと存じます。 なお、この場合の配当総額は、345,384,870円となります。
- ③ 剰余金の配当が効力を生じる日2021年6月30日といたしたいと存じます。

<ご参考>



配当方針

当社は、株主の皆様に対する適正な利益還元を 経営の最重要政策の一つとして認識しております。配当につきましては、経営基盤の強化に留意 しつつ、当期の業績ならびに経営環境や今後の事 業展開に備えるための内部留保の充実などを総合 的に勘案し、長期的かつ安定的な配当を維持・向 上することを基本とし、業績に応じた配当を検討 する上での基準につきましては、配当性向30%を 目標としております。

なお、非日常的な特殊要因により当期純利益が 大きく変動する場合は、その影響を除いて配当金 額を決定することがあります。

第2号議案 取締役10名選任の件

取締役全員(10名)は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、取締役10名の選任をお願 いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

| 候補者番号 | | 氏 | 名 | | 当社における地位 | |
|-------|---------------------------------------|-------------------|------------|-----------------|---|----------|
| 1 | か わ | 野 | | しげる 茂 | 代表取締役社長社長執行役員 | 再任 |
| 2 | 福 | ۱ # الم | 博 | 喜 | 常務取締役常務執行役員 エンジニアリング事業本部長 | 再任 |
| 3 | 癸生 | か わ | 浩 | 樹 | 常務取締役常務執行役員 監査室担当役員、企画室担当役員兼務 | 再任 |
| 4 | | だいら | 光 | いち | 常務取締役常務執行役員 パイプライン事業本部長 | 再任 |
| 5 | 野 | 村 | 郁 | 雄 | 取締役執行役員 安全品質管理室担当役員 | 再任 |
| 6 | ************************************* | | te të N | 浩 | 取締役執行役員 コーポレート本部長、 コーポレート本部経理部長兼務 | 再任 |
| 7 | *** | かわ | ر الم | 勇 | 執行役員 パイプライン事業本部ガス導管部長 | 新任 |
| 8 | 佐々 | * | 靖 | 彦 | 執行役員 エンジニアリング事業本部副本部長、 エンジニアリング事業本部ガス設備部長兼務 | 新任 |
| 9 | 初 | 瀬 | りょう | 治 | 取締役 | 再任 社外 独立 |
| 10 | 池 | Ť. | 俊 | 雄 | _ | 新任社外独立 |

再任 再任取締役候補者

新 任 新任取締役候補者

社外 社外取締役候補者 **独立** 証券取引所の定めに基づく独立役員



しげる

所有する当社の株式数……24.200株 **在任年数**…………16年 **在性年数**··········· 10++ **及位年数**········ 10++ **取締役会出席状況**······ 14/14回

略歴、当社における地位および担当

1973年 4 月 2003年6月

当社入社 当社執行役員総合企画室長

当社取締役常務執行役員ガス設備事 2005年6月 業本部長

2007年6月 当社常務取締役常務執行役員ガス設 備事業本部長、エネスタ事業本部長

2008年10月 当社常務取締役常務執行役員ガス設 備事業本部長

東京ガスライフバル西むさし株式会 社取締役

2013年 6 月 当社専務取締役専務執行役員営業本 部長、ガス設備事業本部長兼務

2017年 4 月 当社専務取締役専務執行役員ガスエ ンジニアリング事業本部長(東京ガ

スリテイリング株式会社担当) 2019年 4 月 当社代表取締役社長社長執行役員 (現任)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

川野茂氏は、2005年6月に取締役執行役員に就任し、2019年4月からは代表取締役社長として経営の 指揮を執るとともに、当社の将来に向けた成長基盤の構築に貢献してきました。同氏には、当社の経営者 としての豊富な経験や知見に基づく取締役会の意思決定・監督強化への貢献が期待できるため、引き続き 取締役として選任をお願いするものであります。

候補者

ふく

博

所有する当社の株式数…… 6,000株 **在仟年数**······ 8年

(1970年8月2日生) 取締役会出席状況…… 14/14回

略歴、当社における地位および担当

2006年3月 2009年6月 2013年6月

当社入社 当社執行役員経営企画室副室長 当社取締役執行役員建築十木事業本 部電設土木事業部長

2019年6月 当社常務取締役常務執行役員エンジ ニアリング事業本部長、エンジニア リング事業本部建築設備部長兼務

2019年 7 月 当社常務取締役常務執行役員エンジ ニアリング事業本部長(現任)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

福島博喜氏は、2009年6月に執行役員に就任して以降、企画室副室長、電設土木事業部長、営業本部 副本部長、建築土木事業本部副本部長を歴任してきました。同氏は、現在、エンジニアリング事業本部長 として、豊富な経験を活かして、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い 専門的知見を有しており、当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役と して選任をお願いするものであります。



任 再

再



所有する当社の株式数…… 6.000株 **在任年数** 8年

(1956年11月25日生) 取締役会出席状況…… 14/14回

略歴、当社における地位および担当

株式会社三菱銀行(現株式会社三菱 1979年 4 月 UFJ銀行)入行

当社へ出向 2009年3月

2009年6月 当社執行役員管理本部資材部長 2010年2月 当社執行役員社長付特命担当 東京ガスライフバル西むさし株式会

社出向社長付特命担当

2010年6月 2013年6月

同社取締役常務執行役員 当社取締役執行役員社長付特命担当 東京ガスライフバル西むさし株式会 社取締役副社長執行役員

2015年3月 当社取締役社長付

2015年6月 当社取締役執行役員管理本部総務部 長、管理本部安全衛生推進部長兼務

2019年6月 当社常務取締役常務執行役員企画室 長(東京ガスリテイリング株式会社

担当)

2021年 4 月 当社常務取締役常務執行役員監査室 担当役員、企画室担当役員兼務(現

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

癸生川浩樹氏は、2009年6月に執行役員に就任して以降、資材部長、総務部長、安全衛生推進部長、 コーポレート本部副本部長、企画室長を歴任してきました。同氏は、現在、監査室担当役員兼企画室担当 役員として、豊富な経験を活かして、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく 高い専門的知見を有しており、当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、引き続き取締 役として選任をお願いするものであります。

候補者 番 묵

再

だいら

こう

いち

所有する当社の株式数…… 5.400株 **在任年数** 4年

(1957年12月3日生) 取締役会出席状況…… 14/14回

略歴、当社における地位および担当

1980年 4 月 当社入社 2007年6月

当社執行役員ガス設備事業本部ガス 設備部長

当社取締役執行役員ガスエンジニア 2017年6月 リング事業本部ガス導管部長

2019年 4 月 当社取締役執行役員パイプライン事 業本部長

2019年6月

当社常務取締役常務執行役員パイプ ライン事業本部長(現任)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

古平光一氏は、長年にわたりガス設備部門に従事し、2007年6月に執行役員に就任して以降、ガス設 備部長、ガス導管部長を歴任してきました。同氏は、現在、パイプライン事業本部長として、豊富な経験 を活かして、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有して おり、当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いす るものであります。

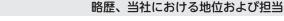


再 任

村 郁

所有する当社の株式数…… 5.400株 **在任年数** 4年

雄 (1957年11月14日生) **取締役会出席状況**……… 14/14回



1976年 4 月 2011年6月

当社入社 当社執行役員ガス導管事業本部東京 南事業所長

2017年6月 当社取締役執行役員ガスエンジニア リング事業本部ガス設備部長

2019年 4 月 当社取締役執行役員安全品質管理本 部長、安全品質管理本部品質管理部 長兼務

2021年 4 月 当社取締役執行役員安全品質管理室 担当役員 (現任)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

野村郁雄氏は、長年にわたりガス導管部門に従事し、2011年6月に執行役員に就任して以降、東京南 事業所長、東京東事業所長、ガス設備部長、安全品質管理本部長、品質管理部長を歴任してきました。同 氏は、現在、安全品質管理室担当役員として、豊富な経験を活かして、その職責を適切に果たしておりま す。同氏は、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しており、当社の企業価値のさらなる向上への貢献 が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。

任 再

候補者 番 号

Л.

ひろ

所有する当社の株式数…… 2.800株

在任年数······ 2年 **注** (1960年5月7日生) **证证 + 或 取締役会出席状況 · · · · · · ·** 14/14回

略歴、当社における地位および担当

1983年 4 月

日成建設株式会社(1987年12月株 式会社日成に商号変更) 入社

当社執行役員財務企画本部経理部長 2015年6月 2019年6月 当社取締役執行役員コーポレート本

2020年 7 月 当社取締役執行役員コーポレート本 部副本部長、コーポレート本部経理 部長兼務

2021年 4 月 当社取締役執行役員コーポレート本 部長、コーポレート本部経理部長兼

務 (現任)

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

部経理部長

森凡浩氏は、長年にわたり経理部門に従事し、2015年6月に執行役員に就任して以降、経理部長、管 理部長、コーポレート本部副本部長を歴任してきました。同氏は、現在、コーポレート本部長兼経理部長 として、豊富な経験を活かして、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い 専門的知見を有しており、当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役と して選仟をお願いするものであります。



再 任

川 久 *

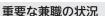
所有する当社の株式数……10.900株

略歴、当社における地位および担当

1979年 4 月 当社入社 当社執行役員ガス導管事業本部東京 2013年6月 西事業所長

2017年 4 月 当社執行役員ガスエンジニアリング 事業本部東京東事業所長

2019年 4 月 当社執行役員パイプライン事業本部 ガス導管部長 (現任)



取締役候補者とした理由

森川久男氏は、長年にわたりガス導管部門に従事し、2013年6月に執行役員に就任して以降、東京两 事業所長、東京東事業所長を歴任してきました。同氏は、現在、ガス導管部長として、豊富な経験を活か して、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく高い専門的知見を有しており、 当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、今回、取締役として選任をお願いするもので あります。

候補者 番 号

新 任



略歴、当社における地位および担当

1983年4月 東京ガス株式会社入社 2020年 4 月 当社へ出向 当社執行役員エンジニアリング事業 本部副本部長

2021年 4 月 当社執行役員エンジニアリング事業 本部副本部長、エンジニアリング事業本部ガス設備部長兼務(現任)



新

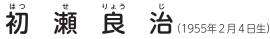
重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由

佐々木靖彦氏は、東京ガス株式会社において長年にわたり培ったガス業界における豊富な経験を有して おり、2020年4月からは執行役員として当社の経営に携わってきました。現在はエンジニアリング事業 本部副本部長兼ガス設備部長として、その職責を適切に果たしております。同氏は、豊富な経験に基づく 高い専門的知見を有しており、当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、今回、取締役 として選任をお願いするものであります。

9





所有する当社の株式数…… 6,100株 **在任年数**……………………… 6年 **取締役会出席状況**……… 14/14回

略歴、当社における地位および担当

1977年 4 月 朝日生命保険相互会社入社 2008年 6 月 三幸株式会社取締役 2008年 7 月 朝日生命保険相互会社取締役 2009年 6 月 株式会社インフォテクノ朝日取締役 2010年 6 月 株式会社セーフティ監査役

2011年6月 当社社外監査役

2012年 6 月 古河機械金属株式会社社外監査役 2013年 4 月 朝日生命保険相互会社代表取締役 2015年 4 月 同社取締役 2015年 6 月 朝日不動産管理株式会社代表取締役 対長

当社社外取締役(現任) 2018年6月 朝日不動産管理株式会社代表取締役

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

初瀬良治氏は、長年にわたり朝日生命保険相互会社および複数の企業において経営に携わった豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏には、複数の企業において取締役および監査役として培った豊富な経験を活かし、客観的・中立的な立場で経営を監督し、当社取締役会の活性化および当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、引き続き取締役として選任をお願いするものであります。



再任

社 外

独立

候補者番号

10



略歴、当社における地位および担当

1979年 4 月 東京ガス株式会社入社 2010年 4 月 株式会社リビング・デザインセンタ 一代表取締役社長

2013年6月 株式会社カンドー専務取締役 東京ガスライフパルカンドー株式会 社代表取締役社長 2016年7月 新コスモス電機株式会社執行役員 2017年6月 同社取締役上席執行役員 2018年5月 同社取締役上席執行役員 新潟コスモス株式会社代表取締役

重要な兼職の状況

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

池田俊雄氏は、長年にわたり新コスモス電機株式会社および複数の企業において経営に携わった豊富な経験と幅広い見識を有しております。同氏には、複数の企業において取締役として培った豊富な経験を活かし、客観的・中立的な立場で経営を監督し、当社取締役会の活性化および当社の企業価値のさらなる向上への貢献が期待できるため、今回、取締役として選任をお願いするものであります。



新任

社 外

独立

- (注) 1. 森川久男氏、佐々木靖彦氏および池田俊雄氏は、新任の取締役候補者であります。
 - 2. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
 - 3. 初瀬良治、池田俊雄の両氏は、社外取締役候補者であります。
 - 4. 初瀬良治氏は、現在当社の社外取締役であります。同氏の社外取締役の在任期間は、本総会終結の時をもって6年となり、社外監査役も含めた通算の在任期間は10年となります。
 - 5. 当社は、初瀬良治氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としており、初瀬良治氏の再任が承認された場合は、同氏との当該契約を継続する予定であります。
 - 6. 当社は、池田俊雄氏が社外取締役に選任された場合には、同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限度額のいずれか高い額としております。
 - 7. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役ならびに執行役員であり、保険料については、基本保険料は当社が負担し、特約保険料は取締役および監査役が負担しております。当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するものであります。また、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。各候補者が取締役に選任され就任した場合は、当該保険契約の被保険者となります。
 - 8. 当社は、初瀬良治氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
 - 9. 池田俊雄氏は、東京証券取引所の定めに基づく独立役員の要件を満たしており、同氏の選任が承認された場合には、独立役員として東京証券取引所に届け出る予定であります。

第3号議案

退任取締役に対し退職慰労金贈呈の件

本総会終結の時をもって任期満了により退任されます取締役会長北村眞隆氏、専務取締役佐々木秀一氏および常務取締役清水善久氏に対し、その在任中の労に報いるため、当社の定める一定の基準に従い相当額の範囲内において退職慰労金を贈呈することといたしたく存じます。

なお、その具体的な金額、贈呈の時期、方法等については、取締役会にご一任願いたいと存じます。 本議案は、当社においてあらかじめ取締役会で定められた役員退職慰労金規程に沿って、取締役会で決 定しており、相当であると判断しております。

退任取締役の略歴は、次のとおりであります。

| 氏 名 | 略歴 |
|---------|---|
| 北村眞隆 | 2002 年 4月 当社代表取締役社長 2019 年 4月 当社取締役会長(現任) |
| 佐々木 秀 一 | 2007 年 6月 当社取締役 2013 年 6月 当社常務取締役 2019 年 6月 当社専務取締役(現任) |
| 清水善久 | 2014 年 6月 当社取締役 2015 年 6月 当社常務取締役(現任) |

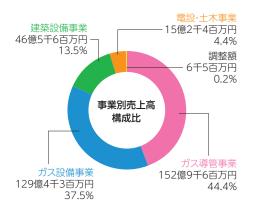
以上

提供書面

事業報告(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

1 会社の現況に関する事項

| | 第 73 期 (2021年3月期) | 前事業年度比 |
|-------|-----------------------------|--------|
| 売上高 | 344億85百万円 | 1.3%減 |
| 営業利益 | 14億7百万円 | 18.9%增 |
| 経常利益 | 15億88百万円 | 21.0%增 |
| 当期純利益 | 17億39百万円 | 91.6%增 |



(1) 会社の現況に関する事項

① 事業の経過およびその成果

当事業年度におけるわが国の経済を概観しますと、年度当初は、新型コロナウイルス感染症の拡大に伴う緊急事態宣言の発出により、好調を維持してきた企業収益は輸出が大幅に減少し、インバウンド消費の減少や自粛ムードの広がりにより製造業、非製造業ともに悪化いたしました。また、個人消費も政府による大型イベント等の自粛要請や休業要請により、不要不急の外出を控える動きが広がり、外食や旅行などのレジャー関連を中心に大きく減少したことに加え、雇用環境も急速に悪化いたしました。

緊急事態宣言解除後は、感染拡大防止に配慮しつつ、経済活動の再開が進められる中、世界経済の持ち直しを受けて輸出が増加するなど、企業収益への影響が漸減したことで、設備投資にも持ち直しの動きが見られ、政府による大規模な経済対策の効果やそれぞれの業種におけるサービスの提供手法の工夫などもあり、個人消費についても改善の兆しが見受けられるようになりました。

しかしながら、年明けの緊急事態宣言の再発出、期限の延長を受けて、再び停滞感が漂い、宣言解除後に、消費者マインドや企業の景況感の一部が改善するなど、景気の持ち直しに向けた動きが見られましたが、インバウンド需要の低迷が続いているほか、雇用情勢の悪化や感染拡大への警戒感から個人消費も本格的な回復には至っておりません。感染が拡大し、再度、需要を抑制せざるを得ない事態に陥れば、景気の持ち直しペースが鈍化するリスクを抱えており、依然として先行きは不透明な状況が続いております。

このような状況の中、不動産・建設業界におきましては、近年の異常気象の頻発、被害の激甚化を受け、一層の加速化・深化を目的に見直された国土強靭化基本計画による防災・減災対策、老朽インフラの維持管理については、コロナ禍においても喫緊の重要課題であるという認識に変わりはなく、好調を維持いたしました。一方で、新設住宅着工戸数については、年度前半には緊急事態宣言の発出による工事現場の稼働停止や、海外における製造の混乱により、資材等の調達が滞り工事を停止せざるを得ない事態が発生したほか、不要不急の外出自粛要請により、住宅展示場への来場者が激減したこともあり、持家、貸家および分譲住宅すべてが減少し、前年を89,783戸下回る815,340戸となったことで、4年続けての減少となりました。また、需要に対する慢性的な技術者不足は改善されておらず、建設資材の価格高騰に伴う建設コストの上昇も相まって、工期の長期化やコスト増などの可能性が引き続き懸念されていることに加え、開催が危ぶまれている東京オリンピック・パラリンピックの影響など、先行きを見通した柔軟な対応が一層重要な状況となっております。

また、エネルギー業界におきましては、小売全面自由化により、関連企業における資本・業務提携や提供するサービスが多様化する一方、既存のエリアを越えたエネルギー大手事業者間の提携や業界の枠を越えた企業の提携も進むなど、エネルギー事業者間の競争が激しさを増してきたことで、今後は電力・ガスともに一層の競争原理が働き、コスト削減の動きが顕著となることが予想されます。それに伴い、当社が受注する主要取引先であるガス事業者の設備投資計画に伴う工事発注方式の変更が懸念されるほか、ガス事業者の政策転換や当社も含めた工事会社に対する取引方針の見直しにより、今後においては、当社の事業環境にも大きな影響を及ぼすものと想定されます。

このような経済環境のもと当社におきましては、緊急事態宣言期間中においても、「ガス、電気、水道」事業については、安定的な国民生活を確保する上で必要不可欠との判断のもと、行政から事業継続を要請され、感染防止策を取りながら、事業を継続してまいりました。その中において、新築建物に関連した給排水衛生設備工事は堅調に推移したものの、昨年4月1日より、ガス導管維持管理事業のうち導管保安関連事業および設備保安関連事業を会社分割により東京ガスパイプネットワーク株式会社に移転したことに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、新築戸建住宅において営業の自粛、着工延期などが発生し、ガス設備新設工事およびTES工事が減少いたしました。また、イリゲーション工事(緑化散水設備工事)においては、緊急事態宣言期間中のゴルフ場への来場者数激減に伴い、計画工事の予算凍結や見送りが発生したことに加え、個人宅での作業が伴うリノベーション工事(排水管ライニング工事を含めた改修工事)においても、工事自粛を余儀なくされました。

この結果、売上高は344億8千5百万円(前事業年度比1.3%減)となりました。

利益面につきましては、ガス導管維持管理事業の移転に伴う経費、人件費の減少に加え、長時間労働 抑制策の一環として実施してきた現場直行直帰を新型コロナ感染拡大予防策の一つとして加速させたことなどにより、営業利益は14億7百万円(同18.9%増)、経常利益15億8千8百万円(同21.0%増)となりました。また、特別利益にガス導管維持管理事業移管に伴う事業譲渡益8億9千4百万円を計上したことにより、当期純利益は17億3千9百万円(同91.6%増)となりました。

事業別の状況は次のとおりであります。

なお、当社は、当事業年度より、ガス設備事業に含めていた一部工種について、管理所管を変更した ため、以下の前事業年度比較については、前事業年度の数値を変更後のセグメント区別に組み替えた数 値で比較しております。

ガス設備事業 売上高 12.943 百万円









GHP工事において、東京都の高校体育館冷房化事業における受注が堅調に推移したほか、主要パワービルダーからの風呂給湯器工事の受注が増加したものの、ガス導管維持管理事業のうち設備保安関連事業を東京ガスパイプネットワーク株式会社に移転したことに加えて、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、新築戸建住宅の着工件数が減少傾向で推移したことにより、ガス設備新設工事およびTES工事が減少いたしました。さらに、静岡エリアにおいても、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、営業活動を自粛したことで受注が減少いたしました。この結果、売上高は129億4千3百万円(前事業年度比4.4%減)、経常利益は6億8千万円(同5.6%減)となりました。

なお、手持工事高は29億9百万円となりました。

建築設備事業 売上高 4,656百万円









集合住宅給湯・暖房工事の受注は堅調に推移したものの、案件の多くが翌期以降の完成となったほか、新型コロナウイルス感染拡大の影響により、個人宅での作業が伴うリノベーション工事において、工事自粛を余儀なくされました。一方で、工場施設関連の営繕工事の受注が堅調に推移し、新築建物に関連した給排水衛生設備工事においても受注が好調を維持した結果、売上高は46億5千6百万円(前事業年度比13.8%増)となりました。利益面につきましては、売上高の増加に伴い原価率が低減したことに加え、高利益案件が完成したため、経常利益9千5百万円(同325.6%増)となりました。

なお、手持工事高は47億9千万円となりました。

ガス導管事業 売上高 15,296 百万円











主要取引先であります東京ガス株式会社や北海道ガス株式会社の設備投資計画による工事の進捗は堅調に推移したものの、ガス導管維持管理事業のうち導管保安関連事業を東京ガスパイプネットワーク株式会社に移転したことに加え、新型コロナウイルス感染拡大の影響により他燃料からの切替工事の営業を自粛したことなどにより新設工事が減少した結果、売上高は152億9千6百万円(前事業年度比2.2%減)となりました。利益面につきましては、働き方改革対応として現場直行直帰を推進したことに加え、拠点間連携を図り、機動的な施工管理体制を整えたことなどにより生産性が向上し、経常利益は7億7千9百万円(同29.4%増)となりました。

なお、手持工事高は80億4千8百万円となりました。

電設・土木事業 売上高 1,524 百万円

売上高構成比









水道局関連工事および東京電力パワーグリッド株式会社の設備投資計画に伴う管路埋設工事における受注は堅調に推移いたしました。しかしながら、イリゲーション工事において、大型案件の完成が減少したほか、緊急事態宣言期間中の外出自粛や移動制限の影響によるゴルフ場への来場者数激減に伴い、計画工事の予算凍結や見送りが発生した結果、売上高は15億2千4百万円(前事業年度比5.6%減)となりました。利益面につきましては、電設保守工事において比較的利益率の高い案件の完成が多かったことに加え、働き方改革対応として現場直行直帰を推進したことおよびこれまで外部委託していた業務の内製化を推進したことなどにより、経常利益3千3百万円(前事業年度は3千2百万円の経常損失)となりました。なお、手持工事高は4億3千万円となりました。

② 資金調達の状況

該当事項はありません。

③ 設備投資の状況

土地の購入(東京東事業所)122.983千円

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

当社は、2020年4月1日を効力発生日として、当社の導管維持管理事業のうち設備保安関連事業および導管保安関連事業を東京ガスパイプネットワーク株式会社に承継される吸収分割を行いました。

- 5 他の会社の事業の譲受けの状況 該当事項はありません。
- ⑥ **吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況** 該当事項はありません。
- ⑦ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況 該当事項はありません。

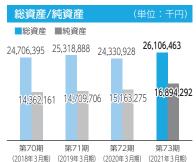
⑧ 直前3事業年度の財産および損益の状況













| 区分 | | 第70期 (2018年3月期) | 第71期 (2019年3月期) | 第72期 (2020年3月期) | 第73期 (当事業年度) (2021年3月期) |
|------------|------|--------------------|--------------------|--------------------|-------------------------------|
| 受注高 | (千円) | 34,829,411 | 35,718,108 | 35,079,002 | 34,231,964 |
| 売上高 | (千円) | 34,049,126 | 34,374,196 | 34,947,998 | 34,485,637 |
| 当期純利益 | (千円) | 896,932 | 738,883 | 908,276 | 1,739,841 |
| 1株当たり当期純利益 | (円) | 77.91 | 64.18 | 78.89 | 151.12 |
| 総資産 | (千円) | 24,706,395 | 25,318,888 | 24,330,928 | 26,106,463 |
| 純資産 | (千円) | 14,362,161 | 14,709,706 | 15,163,275 | 16,894,292 |
| 1株当たり純資産 | (円) | 1,247.49 | 1,277.68 | 1,317.08 | 1,467.43 |

9 重要な親会社および子会社の状況

記載すべき重要な事項はありません。

⑩ 対処すべき課題

当社を取り巻く中長期的な事業環境は、2020年度の前半は緊急事態宣言の発出による工事現場の稼働停止や、海外における製造の混乱により資材等の調達が滞り、工事を停止せざるを得ない事態も発生いたしましたが、物流の再開に伴い次第に沈静化いたしました。また、近年の異常気象の頻発、被害の激甚化を受け、一層の加速化・深化を目的に見直された国土強靭化基本計画による防災・減災対策、老朽インフラの維持管理については、喫緊の重要課題であるという認識に変わりはなく、受注環境は好調を維持するものと想定しております。また、主要取引先の設備投資計画についても引き続き堅調に推移することに加え、新築建物に比べ耐震性・機能性・防犯性に劣っている既築建物の維持管理・更新市場も堅調に推移することが見込まれています。

一方で、民間の建設投資や住宅投資は、新型コロナウイルス感染拡大の影響による企業収益の減少や雇用情勢の悪化等により回復の動きが緩やかなものとなることが見込まれているほか、少子高齢化の影響による世帯数の減少に伴い、住宅着工戸数が漸減傾向で推移すると見込まれております。また、建設業界における就労者の高齢化と担い手不足、猶予が与えられている時間外労働上限規制の適用を3年後に控えていること等、様々な課題への対応を迫られております。さらに、エネルギー業界における「電力・ガス小売り自由化」の進展に伴い事業者間の競争激化が鮮明化しており、設備投資計画に伴う工事発注方式の変更など、当社を取り巻く事業環境は大きく変化しております。

これらの事業環境の変化に対応し、さらなる成長を遂げるために、企業ビジョンに掲げる『真の総合設備工事会社』への転換を早期に実現するために、全社的な多機能化とさらなるコスト競争力を身につけることを基本方針に掲げた、中期3か年経営計画「エボリューションプラン21」に取り組んでおります。

今次中期経営計画では、「変わる・変える・創る」をスローガンに、特定顧客への過度の依存体質から脱却を図り、『真の総合設備工事会社』としての体制・基盤を作り上げることとしております。

そのための主要戦略として顧客基盤充実・拡大の実現と、ガス・電気・給排水衛生の一括受注体制構築を目指しており、組織の最適化、筋肉質な企業体質作りなどの基盤整備や多機能社員育成を一層加速させてまいります。加えて、周辺事業(IoT対応含む)やリフォーム・リノベーションといったストック事業等を創成するとともに、本年4月に子会社化いたしましたガイアテック株式会社とのシナジー追求を図ってまいります。

また、事業運営の基盤となるコンプライアンス体制、建設業にとって欠かすことのできない安全衛生や品質への取り組み、施工現場を含めた全社的な環境問題への対応、IR戦略の強化など、経営基盤の強化を図るとともに、東証新市場への移行手続きやそれに伴うコーポレートガバナンス・コードへの対応に加え、都市ガス事業者における導管事業の法的分離も2022年4月に実施されるため、それらの問題への対応にも取り組んでまいります。

さらに、3年後に迫った働き方改革への対応、特に当社における喫緊の課題である長時間労働の是正を目的として設置した「働き方改革推進委員会」において策定した、長時間労働抑制施策の徹底、総合的なITの活用も視野に入れた業務の見直しによる効率化を進めるとともに、予算管理の徹底など既存事業領域におけるローコストオペレーションも実施してまいります。

なお、新型コロナウイルスの再拡大により、これまで以上の自粛が求められた場合には、受注活動や 工事施工の両面で、当社事業への影響が大きくなる可能性があります。これまでと同様に感染予防対策 を図りつつ、発注者との連携を密にし、当社グループ協力会社を含めた施工体制の機動性確保に努めて まいります。今後も新型コロナウイルス感染症の動向に注視し、影響が甚大化した場合には、速やかに 開示いたします。

新型コロナウイルス問題や開催が危ぶまれている東京オリンピック・パラリンピックの影響など不透明な要因に対して、適宜適切な対策を講ずるとともに、中期経営計画で掲げた各事業戦略と戦略を支える諸施策を着実に実施し、「信頼される企業グループ」として社業発展にまい進していく所存でございますので、株主の皆様におかれましては、引き続きましてのご理解とご支援を賜りますようお願い申し上げます。

① 主要な事業内容(2021年3月31日現在)

当社は、主に東京ガス株式会社のガス設備事業(屋内配管工事・集合住宅暖冷房給湯工事)、ガス導管事業(本支管埋設工事・供給管工事)を主体としておりますが、そのほか建築設備事業(建築工事・給排水衛生設備工事・空気調和設備工事)、電設・土木工事(電気管路洞道埋設工事・上下水道工事・土木工事)を営み、総合設備工事業として事業活動を展開しております。

12 主要な営業所 (2021年3月31日現在)

| 本社 | 東京都中央区 |
|-----|---|
| 支店 | 北海道札幌市東区、東京都葛飾区、東京都渋谷区、東京都国分寺市、神奈川県川崎市高津区、 千葉県千葉市美浜区、埼玉県さいたま市中央区、静岡県静岡市駿河区 |
| 営業所 | 東京都足立区、東京都世田谷区、東京都国分寺市、東京都西東京市、神奈川県川崎市高津区、 神奈川県大和市、埼玉県さいたま市中央区 |
| 事業所 | 東京都葛飾区、東京都世田谷区、東京都立川市、神奈川県大和市、埼玉県さいたま市中央区 |
| 出張所 | 千葉県千葉市美浜区 |

⁽注) 2021年4月1日付で、東京南事業所(東京都世田谷区)は名称を変更し、東京南出張所となりました。

(3) 使用人の状況(2021年3月31日現在)

| 使用人数 | 前事業年度末比増減 | 平均年齢 | 平均勤続年数 |
|------|-----------|-------|--------|
| 768名 | 65名減 | 44.4歳 | 16.5年 |

⁽注) 使用人数は、他社への出向者を除き、他社からの受入者は含んでおります。

(4) 主要な借入先(2021年3月31日現在)

| 借入先 | 借入額 (千円) |
|--------------|----------|
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 120,000 |
| 株式会社三井住友銀行 | 84,000 |
| 株式会社みずほ銀行 | 76,000 |
| 三井住友信託銀行株式会社 | 60,000 |

15 その他会社の現況に関する重要な事項

当社は、2021年4月1日付でガイアテック株式会社の株式を取得し、同社を当社の完全子会社といたしました。

|2|会社の株式に関する事項|

(1) 株式に関する事項(2021年3月31日現在)

① 発行可能株式総数

32,000,000株

② 発行済株式の総数

11,512,829株(自己株式287,171株を除く。)

③ 株主数

570名 (うち単元株主数 496名)

④ 大株主 (上位10名)

| 株主名 | 持株数 (株) | 持株比率 (%) |
|-------------|-----------|----------|
| 城北興業株式会社 | 2,057,100 | 17.87 |
| 東京瓦斯株式会社 | 1,062,000 | 9.22 |
| 朝日生命保険相互会社 | 629,000 | 5.46 |
| 株式会社三菱UFJ銀行 | 570,000 | 4.95 |
| 株式会社ナガワ | 499,800 | 4.34 |
| 株式会社三井住友銀行 | 400,000 | 3.47 |
| 株式会社アルファロード | 394,000 | 3.42 |
| 北村眞隆 | 355,800 | 3.09 |
| 株式会社みずほ銀行 | 350,000 | 3.04 |
| 戸田建設株式会社 | 336,000 | 2.92 |

⁽注) 持株比率は自己株式(287,171株)を控除して計算しております。

(2) その他会社の株式に関する重要な事項

記載すべき重要な事項はありません。

3 会社の新株予約権等に関する事項

該当事項はありません。

|4|会社役員に関する事項|

(1) 取締役および監査役の状況(2021年3月31日現在)

| | | 氏 | 名 | | 重要な兼職の状況 | |
|---|---------------------------------|-----|----------|---|----------|----------------------------|
| 取締役会長 | | 北 | 村 | 眞 | 隆 | _ |
| 代表取締役社長社長 執行役員 | | Ш | 野 | | 茂 | _ |
| 専務取締役 専務執行役員 | コーポレート本部長 | 佐く | ? 木 | 秀 | _ | _ |
| 常務取締役 常務執行役員 | 監査室長 | 清 | 水 | 善 | 久 | _ |
| 常務取締役 常務執行役員 | エンジニアリング事業本部長 | 福 | 島 | 博 | 喜 | _ |
| 常務取締役 常務執行役員 | 企画室長 (東京ガスリテイリング株式会社担当) | 癸 生 | <u> </u> | 浩 | 樹 | _ |
| 常務取締役 常務執行役員 | パイプライン事業本部長 | 古 | 平 | 光 | _ | _ |
| | 安全品質管理本部長、 安全品質管理本部品質管理部長兼務 | 野 | 村 | 郁 | 雄 | _ |
| 取 締 役 執 行 役 員 | コーポレート本部副本部長、 コーポレート本部経理部長兼務 | 森 | | 凡 | 浩 | _ |
| 取 締 役 | | 初 | 瀬 | 良 | 治 | _ |
| 常勤監査役 | | Ш | | 雄 | 司 | _ |
| 常勤監査役 | | 神 | 長 | 建 | 史 | - |
| 監 査 役 | | 戸 | 原 | 健 | 夫 | 精工化学株式会社社外監査役 |
| 監 査 役 | | 舘 | | | 茜 | 由比税理士事務所税理士 株式会社由比企画取締役 |

- (注) 1. 取締役初瀬良治氏は、社外取締役であります。
 - 2. 監査役戸原健夫、舘茜の両氏は、社外監査役であります。
 - 3. 監査役戸原健夫氏は、金融機関における永年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 4. 監査役舘茜氏は、税理士の資格を有しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
 - 5. 取締役初瀬良治氏ならびに監査役戸原健夫氏および舘茜氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届け出ております。

6. 取締役以外の執行役員は次のとおりであります。

| | 執行役員の地位および担当 | | | | | 氏 | 名 | | 重要な兼職の状況 |
|---|--------------|---|-----------------------------|----|----|---|----|---|----------|
| 執 | 行 | 役 | 員 パイプライン事業本部電設土木部長 | | 本 | 村 | 和 | 則 | _ |
| 執 | 行 | 役 | 員 営業本部長、営業本部営業2部長兼務 | | 青 | Ш | 34 | 之 | _ |
| 執 | 行 | 役 | 員 エンジニアリング事業本部ガス設備部長 | Ž. | 飯 | 塚 | | 茂 | _ |
| 執 | 行 | 役 | 員 パイプライン事業本部ガス導管部長 | | 森 | Ш | 久 | 男 | _ |
| 執 | 行 | 役 | 員 エンジニアリング事業本部静岡支店担当 | 理事 | 古 | 杉 | | 亮 | _ |
| 執 | 行 | 役 | 員 営業本部営業1部長、 営業本部渋谷支店長兼務 | | 大 | 開 | 栄 | _ | - |
| 執 | 行 | 役 | 員 パイプライン事業本部東京西事業所長 | | 河 | 野 | 文 | 彦 | _ |
| 執 | 行 | 役 | 員 エンジニアリング事業本部副本部長 | | 佐々 | 木 | 靖 | 彦 | _ |

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役および各社外監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、200万円または会社法第425条第1項に定める最低責任限 度額のいずれか高い額としております。

(3) 補償契約の内容の概要等

該当事項はありません。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要等

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者の範囲は取締役および監査役ならびに執行役員であり、保険料については、基本保険料は当社が負担し、特約保険料は取締役および監査役が負担しております。

当該保険契約の内容の概要は、被保険者がその職務の執行に関し責任を負うことまたは当該責任の追及 に係る請求を受けることによって生ずることのある損害を当該保険契約により保険会社が填補するもので あります。

また、当該保険契約は1年毎に契約更新しており、次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(5) 取締役および監査役の報酬等の総額

① 当事業年度に係る報酬等の総額

| 区分 | 報酬等の総額 | 報酬等 | 対象となる 役員の員数 | | |
|-------------------------|---------------------|---------------------|-------------|------------|-----------|
| 区分 | (千円) | 基本報酬 | 業績連動 報酬等 | 非金銭 報酬等 | (名) |
| 取 締 役 (うち社外取締役) | 287,078 (6,000) | 287,078 (6,000) | _ | _ | 10 (1) |
| ー 監 査 役 (うち社外監査役) | 38,772 (7,200) | 38,772 (7,200) | _ | _ | 4 (2) |
| ー 合 計 (うち社外役員) | 325,850 (13,200) | 325,850 (13,200) | _ | _ | 14 (3) |

- (注) 1. 上記取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与、執行役員兼務取締役の執行役員分報酬は含まれておりません。なお、執行役員兼務取締役については、執行役員分報酬の支給はありません。
 - 2. 上記の報酬等の総額には、当事業年度における役員退職慰労引当金の繰入額80,834千円(取締役78,062千円、監査役 2.772千円)が含まれております。

② 当事業年度において支払った役員退職慰労金

該当事項はありません。

③ 業績連動報酬等に関する事項

該当事項はありません。

④ 非金銭報酬等に関する事項

該当事項はありません。

⑤ 取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の報酬限度額は、2003年6月27日開催の第55期定時株主総会において月額2,500万円以内 (ただし、使用人分給与、執行役員分報酬は含まない。)と決議いただいております。当該株主総会終 結時点の取締役の員数は、8名です。

監査役の報酬限度額は、2001年6月28日開催の第53期定時株主総会において月額500万円以内と決議いただいております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名です。

⑥ 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、役員の処遇に関する規程を取締役会において定めており、報酬の決定については、株主総会で承認された取締役の報酬総額の範囲内で、代表取締役の報酬額を100とした場合に、役職ごとに定められた一定の割合におさめることを規定しております。また、取締役会において取締役会長および代表取締役社長に一任することができる旨を規定しております。

決定された個人別の報酬額については、コーポレート本部長(専務取締役)、総務部長、企画室長 (常務取締役)が役員の処遇に関する規程に沿ったものであることを確認しております。また、報酬の 付与時期については、各取締役の報酬額の12分の1相当額を従業員給与の支給日と同一の日に支給する ものとしております。

⑦ 取締役の個人別の報酬等の内容に係る委任に関する事項

各取締役の個別の報酬につきましては、役員の処遇に関する規程に基づき算定し、取締役会長北村眞 降と代表取締役社長川野茂の協議により決定しております。

⑧ 社外役員が親会社等または親会社等の子会社等(当社を除く)から受けた役員報酬等の総額 該当事項はありません。

(6) その他会社役員に関する重要な事項

2021年4月1日付にて、次のとおり取締役ならびに執行役員の地位および担当に変更がありました。

| | 地位および担当 | | | | | 氏名 | 重要な兼職の状況 | |
|----|------------|------------|----|---|----|-----|----------|---|
| 専 | 務即 | 又 締 | 役 | 社長付 | 佐々 | 木 秀 | _ | _ |
| 常 | 務 取 | 深 締 | 役 | 社長付 | 清 | 水善 | 久 | _ |
| 常常 | 務 取 務 執 | Q 締 行 役 | 役員 | 監査室担当役員、企画室担当役員兼務 | 癸生 | 川浩 | 樹 | - |
| 取執 | 新 行 | · 役 | 役員 | 安全品質管理室担当役員 | 野 | 村 郁 | 雄 | _ |
| 取執 | 新 行 | · 役 | 役員 | コーポレート本部長、 コーポレート本部経理部長兼務 | 森 | 凡 | 浩 | _ |
| 執 | 行 | 役 | 員 | パイプライン事業本部本部長付 | 本 | 村 和 | 則 | _ |
| 執 | 行 | 役 | 員 | パイプライン事業本部広域事業部長 | 飯 | 塚 | 茂 | _ |
| 執 | 行 | 役 | 員 | パイプライン事業本部 広域事業部静岡支店担当理事 | 古 | 杉富 | 亮 | _ |
| 執 | 行 | 役 | 員 | エンジニアリング事業本部副本部長、 エンジニアリング事業本部ガス設備部長兼務 | 佐々 | 木 靖 | 彦 | _ |

(7) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況および当社と当該他の法人等との関係

| 氏名 | 重要な兼職の状況 |
|-----------|------------------------------|
| 取締役 初瀬 良治 | 該当事項はありません。 |
| 監査役 戸原 健夫 | 精工化学株式会社 社外監査役 |
| 監査役 舘 茜 | 由比税理士事務所 税理士 株式会社由比企画 取締役 |

- (注) 1. 当社と精工化学株式会社との間には特別の関係はありません。
 - 2. 当社と由比税理士事務所との間には特別の関係はありません。
 - 3. 当社と株式会社由比企画との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

| 氏名 | | | 出席状況、発言状況および 社外取締役に期待される役割に関して行った職務の概要 | | | | |
|-----|----|----|---|--|--|--|--|
| 取締役 | 初瀬 | 良治 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 企業経営等の豊富な経験や実績、幅広い知識と見識に基づき、専門的見地から、取締役会では積極的に 意見を述べており、経営の監督と経営全般への助言等を行うなど、意思決定の妥当性・適正性を確保する ための適切な役割を果たしております。また、計画進捗会議や経営品質委員会等、取締役会以外の社内会 議に出席し適宜必要な発言を行っており、社外取締役に求められる役割・責務を十分に発揮しておりま す。 | | | | |
| 監査役 | 戸原 | 健夫 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに、また、監査役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 (に出席いたしました。 金融機関における永年の経験と財務等に関する豊富な知見に基づく専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 | | | | |
| 監査役 | 舘 | 茜 | 当事業年度に開催された取締役会14回のうち14回すべてに、また、監査役会14回のうち14回すべてに出席いたしました。 に出席いたしました。 税理士としての専門的見地から、取締役会において、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、監査役会において、客観的な立場から業績やその他経営の状況を把握し、監査結果についての意見交換、監査に関する重要事項の協議等を行っております。 | | | | |

|5|会計監査人に関する事項|

(1) 名称 藍監査法人

(2) 報酬等の額

| | 支払額 (千円) |
|--------------------------------|----------|
| 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額 | 27,350 |
| 当社および子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 | 27,350 |

⁽注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に 区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載して おります。

(3) 会計監査人の報酬等の額について監査役会が同意した理由

監査役会は、会計監査人の監査計画を実現するために必要な監査日数、監査時間および人数等についての資料を入手し説明を受けた上で、報酬見積もりの算定根拠について確認し審議した結果、これらについて適切であると判断いたしました。

(4) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

(5) 解任または不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨および解任の理由を報告いたします。

6 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

(1) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する体制

代表取締役を含む各取締役が決裁する書類については、当社文書規程に従い適切に保存および管理の運用を実施し、必要に応じて各規程の見直しを行う。

(2) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ① 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、全社的なリスク管理の基本的枠組みを定めるほか、各部門における適切なリスク管理体制を整備する。
- ② 当社は事業運営に重大な影響を及ぼすリスクについて、リスクマップを策定し抽出するとともに、リスクの回避または低減のための対応策について経営品質委員会にて評価し必要に応じて見直しを行う。
- ③ 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP(事業継続計画)」を策定し、役職員に周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
- ④ 当社はISO 9001:2015規格で培ったノウハウを進化させ、当社独自に策定した品質管理システム【QP(Quality Plus)マネジメントシステム】に基づいて、クレーム処理、是正処置、予防処置を実施するとともに、代表取締役を委員長とした品質マネジメント会議にて、情報の共有と全社展開を推進する。
- ⑤ 「個人情報管理規程」、「特定個人情報(マイナンバー)取扱規程」、「情報管理規程」、「情報システム利用規程」に基づき、全社的な情報資産の機密性、安全性、可用性を確保する。

(3) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ① 職務執行に関しては、執行役員制度を導入している。
- ② 安全品質管理本部、コーポレート本部、営業本部、エンジニアリング事業本部、パイプライン事業本部を設置し、取締役会において各本部を担当する執行役員本部長を任命する。
- ③ 社長直轄組織の企画室を設置し、予算編成ならびに各本部にまたがる事項について総合調整を行う。
- ④ 各本部の各部門の長は、取締役会において任命する。
- ⑤ 経営企画のマネジメントについては、毎年策定される年度計画に基づき、各業務執行ラインにおいて目標達成に向け施策を設け、その実施にあたる。また、経営目標が当初の予定どおり進捗しているか、計画進捗会議にて定期的に業績報告を行い検証する。

- ⑥ 日常の業務執行に際しては、「業務分掌規程」、「職務権限規程」に基づき権限の委譲が行われ、各 階層の責任者が意思決定ルールにのっとり業務を遂行する。
- (4) 当社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制および子会社の取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
- ① 当社は証券取引所におけるコーポレートガバナンス・コードの策定に伴う上場制度の整備を受け、ガバナンスガイドラインを定める。
- ③ 総務部が主管となり、各部門の長を委員としたコンプライアンス推進会議において定めた年度実施計画の基本方針に基づき、各部門で強化策を展開するとともに、コンプライアンスに関する研修等を実施することによって「協和日成グループ行動基準」の浸透とコンプライアンスマインドの継続的な高揚を図ることとする。また、「協和日成グループ行動基準」において、反社会的な勢力・団体との関係の遮断を明文化することで全社員に対し会社の意思を表明するとともに、本社地区特殊暴力防止対策協議会への加盟、本社・各拠点に不当要求防止責任者を選任し、反社会的な勢力・団体に関する情報の収集・管理や対応マニュアルの整備等、体制構築に向けての検討を行い、積極的に全社展開を推進する。
- ④ 監査室が主管となり、内部統制システムの体制整備に関する基本方針にのっとり、財務報告に係る内部統制監査に加え、業務・コンプライアンス監査を実施する。

(5) 次に掲げる当社ならびに子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ① 当社の子会社の取締役、執行役、業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これらの者に相当する者(以下「取締役等」という。)の職務の執行にかかわる事項の当社への報告に関する体制
 - イ. 当社は「関係会社管理規程」を定め、企画室が子会社管理の担当部門として「関係会社管理規程」に基づき、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報の報告・承認について監督する。

- ロ. 子会社の取締役には当社の取締役または執行役員が就任する。また、子会社の監査役には当社の 取締役・執行役員または監査役が就任し、子会社における業務および財務の状況を定常的に監督 するとともに、重要な情報はその任に当たる取締役・執行役員または監査役が当社の取締役会に 報告する。
- ② 子会社の損失の危険に関する規程その他の体制
 - イ. 当社はグループ全体のリスク管理について定める「リスク管理規程」を制定し、同規程に基づき グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理する。
 - 口. 当社は自然災害などの重大災害に備え、「BCP(事業継続計画)」を策定し、子会社の役職員に 周知するとともに定期的に訓練等を実施する。
- ③ 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - イ、当社は子会社に対して、当社の職務権限規程に準拠した体制を構築させる。
 - 口. 当社は子会社に対して間接業務(経理、総務関連業務等)の支援を行う。

(6) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役から職務を補助すべき使用人を置くことの求めがあった場合は、その任に対応できる人員を配置する。

(7)(6)における使用人の当社取締役からの独立性に関する事項および当社の監査役の当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役の職務を補助すべき使用人には、当社の業務執行にかかわる役職を兼務させない。また、当該使用人は、当社の就業規則に従うが、当該使用人への指揮命令権は各監査役に属するものとし、異動、処遇(査定を含む)、懲戒等の人事事項については監査役と事前協議のうえ実施するものとする。

(8) 次に掲げる当社監査役への報告に関する体制

① 当社の取締役および使用人が監査役に報告するための体制

取締役および使用人は、会社に重大な損失を与える事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、 役職員による違法または不正な行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が 生じたときは監査役に報告する。

- ② 当社の子会社の取締役・監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役 に報告するための体制
 - イ. 当社グループの役職員は、法令等の違反行為等、当社または当社の子会社に重大な損害を与える 事項が発生し、または発生する恐れのあるとき、当社グループの役職員による違法または不正な 行為を発見したとき、その他監査役会が報告すべきものと定めた事項が生じたときは監査役に報 告する。
 - □. 当社グループの内部通報制度の担当部署は、当社グループの役職員からの内部通報の状況について、定期的に当社監査役に対して報告する。

(9)(8)において報告をした者が当該報告をしたことを理由に不利な取り扱いを受けないことを確保するための体制

当社は、当社グループの監査役へ報告を行った当社グループの役職員に対し、当該報告を行ったことを 理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、その旨を当社グループの役職員に周知徹底する。

(10) 監査役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理にかかわる方針に関する事項

- ① 当社は、監査役がその職務の執行について、当社に対し、職務執行に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、担当部署において審議のうえ、当該請求にかかわる費用または債務が当該監査の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。
- ② 監査役会が、独自の外部専門家(弁護士・公認会計士等)を監査役のための顧問とすることを求めた場合、当社は、当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、その費用を負担する。
- ③ 当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用を支弁するため、総務部予算に一定額の予算を設ける。

(11) 監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 代表取締役その他の取締役は、監査役監査の重要性と有用性を認識し、監査役からの要請に応じて監査環境の整備に努める。
- ② 当社は、監査役と代表取締役との定期的な意見交換の実施、内部監査部門との連携体制の整備、会計監査人等の専門家との意思疎通を図るための体制の整備を行う。

7 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

前記内部統制システムの体制整備に関する基本方針に基づく、第73期事業年度における運用状況の概要は、以下のとおりです。

(1) 内部統制システム全般

当社は、内部統制システムの体制整備に関する基本方針にのっとり、財務報告に係る内部統制監査に加え、会計業務以外の業務活動および組織・制度に対し、適正性・法令遵守を確保する体制の運用状況を確認するための「業務・コンプライアンス監査実施要領」を策定し、2部所、6拠点に対し、業務監査を実施いたしました。

(2) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための取り組み

- ① 各社内行事開催時には、代表取締役から、コンプライアンスに関したトップメッセージを発信いたしました。
- ② コンプライアンスマインドの醸成・職場のハラスメント防止等を目的として、取締役からのコンプライアンスメッセージを5回発信いたしました。
- ③ コーポレート本部長を委員長とし、部長を構成メンバーとしたコンプライアンス推進会議を開催し、各部門で策定した実施計画に対する展開状況を報告し、情報を共有いたしました。
- ④ 本部・拠点の課長・GMクラスを構成メンバーとしたコンプライアンス推進リーダー会議を開催し、コンプライアンス研修やコンプライアンス情報の提供等により、コンプライアンスマインドの醸成を図りました。
- ⑤ 課長・GMや昇格者、2年目従業員を対象に階層別のハラスメント研修を3回実施いたしました。
- ⑥ 総務部が主管となり、全部門に「コンプラサポート便(Q&A)」を配付するとともに、コンプライアンスに関するDVDを用いた事例研究を全部門で実施いたしました。
- ② 全役職員に配付されている「協和日成グループ行動基準」について、各部門で周知・徹底を図りました。
- ⑧ 内部通報相談窓□の周知を図るため、相談窓□の概要や相談の流れ等の情報を社内イントラネットに掲載しております。
- ⑨ 内部情報管理および内部者取引防止規程にのっとり、重要事実等の情報の取り扱いを徹底し、インサイダー取引防止の強化に努めました。

- ⑩ 反社会的な勢力・団体との関係遮断については、「協和日成グループ行動基準」に明文化しており、継続的に各部門にて周知を図っております。また、警察および弁護士との連携のほか本社地区特殊暴力防止対策協議会への加盟、本社・拠点に不当要求防止責任者を選任し、反社会的勢力に関する情報を収集しております。
- ① 経営品質委員会の下に設置されたガバナンスプロジェクトにおいてコーポレートガバナンス・コード 全78項目に対する「ガバナンス・ガイドライン」を策定し、エクスプレインとしたコードの積み残 し課題について、継続して検討を実施いたしました。

(3) 取締役の職務の執行にかかわる情報の保存および管理に関する取り組み

- ① 文書規程、情報管理規程、セキュリティポリシー等に基づき、取締役会議事録等の重要書類や個人情報および重要情報を適切に保存・管理しております。
- ② 基幹システムおよび社内イントラネットは、法、制度改正の都度、機能の改善を実施しております。

(4) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制に関する取り組み

- ① 毎月品質マネジメント会議を開催し、工事の施工にかかわるクレーム対応、改善処置、予防処置について情報を共有するとともに、QMS計画管理表に基づいた活動を全社展開しております。また、リスクアセスメントガイドラインに基づき、リスクアセスメント実施管理者会議を2回、労災勉強会を2回、産廃処理管理勉強会を2回、安全運転管理者会議を2回開催しております。
- ② 特定個人情報(マイナンバー)取扱規程、個人情報管理規程、情報管理規程、情報システム利用規程 に基づき適切に運用し、全社的な情報資産の機密性、安全性の確保に向け、情報の分類、保管場所、セキュリティ、責任者等を記載した「個人情報ワークシート」を全部門作成し、棚卸しを実施いたしました。
- ③ 代表取締役社長を委員長とし、取締役・監査役(社外含む)、執行役員、部長を構成メンバーとした 経営品質委員会を年2回開催し、経営に重大な影響を与える可能性のあるリスクの棚卸およびそのリスクのモニタリング並びに統制活動等の審議を行うとともに、統制活動が不十分と判断されたものに 対しては、執行部門にその是正を求めました。

(5) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための取り組み

- ① 取締役会規程に基づき、第73期において、取締役会を14回開催いたしました。定例取締役会の各議案・報告事項については、事前に経営会議を開催し、社内協議を経たうえで取締役会に上程しております。
- ② 取締役会では、各取締役の業務執行状況を監督するために、四半期ごとに各担当取締役による業務執行報告を実施いたしました。
- ③ 業績および事業計画の進捗管理については、四半期ごとに行われる計画進捗会議に社長、本部長・室長、部長、社外取締役、監査役が出席し、目標予算や過年度業績に対する当期実績の詳細や予測について把握・確認しております。
- ④ 月次業績および累計業績については、月次決算後システムにより自動的に社内イントラネットに掲載され、迅速に報告されています。

(6) 当社グループにおける業務の適正を確保するための取り組み

- ① 当社の取締役および執行役員が2名、子会社の取締役に就任しているほか、当社の取締役が子会社の 監査役に就任しており、定例的に開催される子会社の取締役会にて上程される議案について、適正で あることを監督しております。
- ② 関係会社管理規程に基づき、担当部門から、子会社の業績および重要な事項等について、当社取締役会にて必要に応じて報告され、または決議事項として上程されており、適切に運用されております。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための取り組み

- ① 業務プロセスに対する内部統制の有効性の評価にあたり、事前に全社的内部統制評価を行い、有効であることを「全社的内部統制評価報告書」としてまとめ、取締役会にて決議をいたしました。
- ② 監査室が第73期監査計画に基づき、会計監査人、監査役と連携を図りながら、財務報告にかかわる業務プロセスについて、整備状況評価および運用状況評価を実施いたしました。

(8) 監査役の職務の執行に伴う体制確保に向けた取り組み

- ① 当社の監査役会は、常勤監査役2名、社外監査役2名の4名で構成されております。監査役は、四半期ごとに開催している計画進捗会議、年2回開催している経営品質委員会に出席し、当社の業績、事業計画の進捗、主要リスクの内容、統制活動等について報告を受けております。
- ② 常勤監査役は、取締役会や経営会議等会社における主要会議に出席し、業務執行が適切に行われているかを把握・確認するとともに、監査役会にて情報共有をしております。
- ③ 監査役は、取締役会に出席し、取締役等から行われる業務報告・業績進捗報告に対して、質問や意見を述べ、取締役の業務執行状況および取締役会の運営や議案決議の適法性・妥当性を監視しております。
- ④ 常勤監査役は、監査室が実施している、金商法にかかわる内部統制監査および会社法にのっとった部拠点監査に同行しており、部拠点における内部統制の整備・運用状況、会計業務以外の業務活動および組織・制度に対し、適正性・法令順守を確保する体制の運用状況が適切に行われていることを監視しております。

(単位:千円)

490,667

16,894,292

26,106,463

■ 計算書類

貸借対照表(2021年3月31日現在)

| (202 | 1+ | ノロ | ンコ | ᆸᄶᄱ | L/ |
|------|----|----|----|-----|----|
| | | | | | |

| 資産の部 | | | | | | |
|-----------|------------|--|--|--|--|--|
| 科目 | 金額 | | | | | |
| I 流動資産 | 17,417,769 | | | | | |
| 現金及び預金 | 8,031,676 | | | | | |
| 受取手形 | 503,350 | | | | | |
| 完成工事未収入金 | 6,258,861 | | | | | |
| 有価証券 | 300,087 | | | | | |
| 未成工事支出金 | 1,905,023 | | | | | |
| 原材料及び貯蔵品 | 46,476 | | | | | |
| 短期貸付金 | 9,973 | | | | | |
| 仮払金 | 39,388 | | | | | |
| 前払費用 | 61,717 | | | | | |
| 未収入金 | 228,796 | | | | | |
| 立替金 | 54,683 | | | | | |
| 貸倒引当金 | △22,265 | | | | | |
| Ⅱ 固定資産 | 8,688,693 | | | | | |
| 有形固定資産 | 5,585,321 | | | | | |
| 建物及び構築物 | 2,462,354 | | | | | |
| 機械装置及び運搬具 | 3,977 | | | | | |
| 工具、器具及び備品 | 137,509 | | | | | |
| 土地 | 2,962,534 | | | | | |
| リース資産 | 18,943 | | | | | |
| 無形固定資産 | 27,324 | | | | | |
| 電話加入権 | 27,324 | | | | | |
| 投資その他の資産 | 3,076,047 | | | | | |
| 投資有価証券 | 2,579,234 | | | | | |
| 関係会社株式 | 251,269 | | | | | |
| 出資金 | 1,225 | | | | | |
| 長期貸付金 | 3,768 | | | | | |
| 繰延税金資産 | 101,802 | | | | | |
| 保証金 | 15,690 | | | | | |
| 会員権 | 21,299 | | | | | |
| 破産更生債権等 | 3,899 | | | | | |
| 役員生命保険 | 104,028 | | | | | |
| 貸倒引当金 | △6,170 | | | | | |
| 資産合計 | 26,106,463 | | | | | |

| 負債の部 | | | | | | | |
|----------|---------------------------|-----------------|--|--|--|--|--|
| | 科目 | 金額 | | | | | |
| I | 流動負債 | 8,462,927 | | | | | |
| | 支払手形 | 164,531 | | | | | |
| | 工事未払金 | 4,709,114 | | | | | |
| | 1年内返済予定の長期借入金 | 240,000 | | | | | |
| | 未払金 | 202,330 | | | | | |
| | 未払費用 | 405,173 | | | | | |
| | 未払法人税等 | 532,790 | | | | | |
| | 未払消費税 | 102,213 | | | | | |
| | 未成工事受入金 | 1,275,667 | | | | | |
| | 預り金 | 139,721 | | | | | |
| | 賞与引当金 | 647,540 | | | | | |
| | 工事損失引当金 | 34,469 | | | | | |
| | リース債務 | 9,373 | | | | | |
| П | 固定負債 | 749,243 | | | | | |
| | 長期借入金 | 100,000 | | | | | |
| | 退職給付引当金 | 247,757 | | | | | |
| | 役員退職慰労引当金 | 345,935 | | | | | |
| | 長期リース債務 | 11,253 | | | | | |
| | 資産除去債務 | 44,297 | | | | | |
| 負担 | 責合計 | 9,212,170 | | | | | |
| _ | | 量の部 46.400.605 | | | | | |
| I | 株主資本 | 16,403,625 | | | | | |
| - | 資本金 8本到今今 | 590,000 | | | | | |
| 5 | 資本剰余金 資本準備金 | 1,918 | | | | | |
| | 貝本学順立 その他資本剰余金 | 1,909 9 | | | | | |
| 4 | てり1世具本利示立 引益剰余金 | 15,847,594 | | | | | |
| 1 | 利益準備金 | 145,591 | | | | | |
| | での他利益剰余金 | 15.702.003 | | | | | |
| | 別途積立金 | 5,300,000 | | | | | |
| | か <u>応</u> 慎立金 圧縮積立金 | 586,738 | | | | | |
| | 繰越利益剰余金 | 9,815,264 | | | | | |
| Е | 自己株式 | △ 35.887 | | | | | |
| п | 評価・換算差額等 | 490,667 | | | | | |
| | | 450,007 | | | | | |

その他有価証券評価差額金

純資産合計

負債純資産合計

損益計算書(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

(単位:千円)

| 科目 | 金額 | |
|--------------|------------|------------|
| 売上高 | | |
| 完成工事高 | 32,899,853 | |
| 手数料売上高 | 1,585,784 | 34,485,637 |
| 売上原価 | | |
| 完成工事原価 | 30,546,571 | 30,546,571 |
| 売上総利益 | | |
| 完成工事総利益 | 3,939,066 | 3,939,066 |
| 販売費及び一般管理費 | | 2,531,947 |
| 営業利益 | | 1,407,119 |
| 営業外収益 | | |
| 受取利息 | 4,852 | |
| 受取配当金 | 49,725 | |
| 受取手数料 | 67,515 | |
| 不動産賃貸料 | 21,480 | |
| 貸倒引当金戻入額 | 3,858 | |
| 維収入 | 59,782 | 207,214 |
| 営業外費用 | | |
| 支払利息 | 3,645 | |
| 不動産賃貸費用 | 8,981 | |
| 支払手数料 | 10,773 | |
| 雑支出 | 2,349 | 25,750 |
| 経常利益 | | 1,588,582 |
| 特別利益 | | |
| 投資有価証券売却益 | 9,600 | |
| 事業譲渡益 | 894,000 | 903,600 |
| 特別損失 | | |
| 固定資産除却損 | 2,482 | 2,482 |
| 税引前当期純利益 | | 2,489,700 |
| 法人税・住民税及び事業税 | 708,021 | |
| 法人税等調整額 | 41,837 | 749,858 |
| 当期純利益 | | 1,739,841 |

株主資本等変動計算書(2020年4月1日から2021年3月31日まで)

| 休土資本等変動計算書 (2020年4月1日から2021年3月31日まで) (単位: 千円) | | | | | | | | | | | |
|---|---------|--------------------------|--------------------|----------|---------|-----------|---------|------------|----------------|---------|------------|
| | 株主資本 | | | | | | | | | | |
| | | į | 資本剰余金 | | 利益剰余金 | | | | | | |
| | 資本金 | 資本金 資本金 準備金 剰余金 | | その他利益剰余金 | | | 利益 | 自己株式 | 株主 資本 合計 | | |
| | | 準備金 | ☆ 資 本 剰 余 金 | 資 本金計 | 利 益準備金 | 別途積立金 | 圧 縮積立金 | 繰越利益 剰 余 金 | 利益剰余金計 | 1/1/16 | 合計 |
| 当期首残高 | 590,000 | 1,909 | 9 | 1,918 | 145,591 | 5,300,000 | 588,755 | 8,349,713 | 14,384,060 | △35,887 | 14,940,091 |
| 当期変動額 | | | | | | | | | | | |
| 圧縮積立金の取崩 | | | | | | | △2,017 | 2,017 | _ | | _ |
| 剰余金の配当 | | | | | | | | △276,307 | △276,307 | | △276,307 |
| 当期純利益 | | | | | | | | 1,739,841 | 1,739,841 | | 1,739,841 |
| 自己株式の取得 | | | | | | | | | _ | | _ |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | | | | | | | | | | | |
| 当期変動額合計 | - | _ | _ | - | - | _ | △2,017 | 1,465,551 | 1,463,534 | - | 1,463,534 |
| 当期末残高 | 590,000 | 1,909 | 9 | 1,918 | 145,591 | 5,300,000 | 586,738 | 9,815,264 | 15,847,594 | △35,887 | 16,403,625 |

| | 評価・換 | | | |
|-------------------------|--------------|----------------|------------|--|
| | その他有価証券評価差額金 | 評価・換算 差額等合計 | 純資産合計 | |
| 当期首残高 | 223,183 | 223,183 | 15,163,275 | |
| 当期変動額 | | | | |
| 圧縮積立金の取崩 | | | _ | |
| 剰余金の配当 | | | △276,307 | |
| 当期純利益 | | | 1,739,841 | |
| 自己株式の取得 | | | _ | |
| 株主資本以外の項目の 当期変動額(純額) | 267,483 | 267,483 | 267,483 | |
| 当期変動額合計 | 267,483 | 267,483 | 1,731,017 | |
| 当期末残高 | 490,667 | 490,667 | 16,894,292 | |

監査報告

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年5月19日

株式会社協和日成 取締役会 御中

藍監査法人 東京都港区

指定社員 公認会計士 関端 京夫 印業務執行社員

指 定 社 員 公認会計士 小 林 新太郎 ⑩ 業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社協和日成の2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書(以下「計算書類等」という。)について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び掲益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における 当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職 業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当 監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の 実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、 継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の 重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを 講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監査報告書

当監査役会は、2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

- 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容
 - (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
 - (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主 資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書について検討いたしました。 2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人藍監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年5月24日

株式会社協和日成 監査役会

常勤監査役 山 □ 雄 司 印

常勤監査役 神 長 建 史 印

社外監査役 戸 原 健 夫 ⑩

社外監査役 舘 茜 🗊

以上

| × | モ |
|---|---|
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |
| | |

.....

| メ | Ŧ | | | |
|---|---|------|------|--|
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |
| | | | | |

.....

株主総会会場ご案内図

会 場

東京都中央区入船三丁目8番5号 当社本店3階ホール

交 通 東京メトロ有楽町線 東京メトロ日比谷線

「新富町駅」7番出口より徒歩3分 「築地駅| 3 a 番出□より徒歩7分 JR京葉線、東京メトロ日比谷線 「八丁堀駅 A2出口より徒歩8分



※駐車場の用意はいたしておりませんので、お車での来場はご遠慮くださいますようお願い申し上げます。





